

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年10月16日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 高 木 孝 征

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県第736号	肉骨粉	豚、鶏肉骨粉	窒素全量 5.0 りん酸全量 5.0	該当なし	讃佑化成企業組合 香川県高松市西山 崎町152番地	平成27年10月8日
香川県第737号	肉骨粉	豚、鶏肉骨粉 2号	窒素全量 8.0 りん酸全量 5.0	該当なし	讃佑化成企業組合 香川県高松市西山 崎町152番地	平成27年11月11日